

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（増設多核種除去設備への前処理に係る設備の追設）に係る面談
2. 日時：令和4年3月11日（金）13時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高松専門職、高木係長、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当7名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（増設多核種除去設備への前処理に係る設備の追設（以下「本追設」という。））に係る補正申請について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 補正申請の概要（本追設以外）
 - ✓ 濃縮水タンク内濃縮廃液の移送等による線量評価の変更に伴う実施計画の変更内容
 - ✓ 多核種除去設備からの連絡配管設置に伴う実施計画の変更内容
- 本追設に係る原子力規制庁からのコメントへの回答
 - ✓ 1/2Ss450 ガルの地震動に対する地震応答解析を実施し、増設多核種除去設備の基礎スラブ下端位置における加速度応答波形を求めた。Ss600 ガルの地震動に対する応答結果と比較して、概ね同様の増幅があると考えている。
 - ✓ 強度・耐震評価
 - ◇ 耐震クラス分類設定の際に、公衆が漏出した放射性物質を吸引した場合の線量簡易評価における放射性物質量の算出方法
 - ◇ 1/2Ss450 ガルの地震動に対する地震応答解析の結果を踏まえた設計震度の見直し（水平震度 0.70 及び鉛直震度 0.40）及び機器の耐震評価結果
 - ◇ 反応／凝集槽の攪拌機シャフト等の健全性評価
 - 剛体として簡易的に評価した場合に、水平震度 0.70 及び鉛直震度 0.40 に対して健全であることを確認した。
 - 今後、当該シャフトが存在する水中での剛性を考慮した評価を行い、必要に応じて予備品の保有を行う。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を伝えた。

- 補正申請の概要（本追設以外）
 - ✓ 濃縮水タンク内濃縮廃液の移送等による線量評価の変更について
 - ◇ 平成 28 年 12 月に認可を受けて濃縮廃液を移送した際に、濃縮水タンク（Cエリア）の線量が高く、移送方法を検討していたと口頭で説明があったが、当時、濃縮水タンク（Cエリア）の濃縮廃液を移送せ

- ずに今回移送することとなった経緯を詳細に説明すること。
- ◇ 濃縮廃液の移送前後の線量評価条件を具体的に示すこと。
 - ◇ 濃縮廃液の移送時の安全確保策について、タンク車を用いた移送方法が既認可の内容に明示されていないため、今回計画しているタンク車を用いた移送の詳細とその際の安全確保策を具体的に説明すること。

6. その他

資料：

- 増設多核種除去設備 前処理設備改造に伴う実施計画の変更に関する補足説明資料
- 増設多核種除去設備 前処理設備改造に伴う実施計画の変更に関する補足説明資料 1/2Ss450 による増設多核種除去設備の設計震度の算定
- 濃縮水タンク内濃縮廃液の移送に伴う線量評価の変更に関する補足説明資料
- 多核種除去設備の連絡配管設置に伴う実施計画の変更に関する補足説明資料